

近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

制定 平成 17 年 3 月 31 日
平成 17・03・25 近畿第 21 号
最終改正 令和 5 年 10 月 20 日
20231019 近畿第 41 号
環近地環発第 2310201 号

1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

3. 組織

推進会議は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGO などで構成される。

- (1) 構成員等については、別表に掲げる者とする。
- (2) 推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

4. 議長及び副議長

推進会議に、議長及び副議長を置く。

- (1) 議長及び副議長は、別表のとおりとする。
- (2) 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- (3) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

5. 会議の開催等

推進会議は年 1 回程度開催することとし、必要に応じ会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

6. 事務局

推進会議の事務局は、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所とし、会議の運営について、近畿農政局、近畿運輸局、中部運輸局、近畿地方整備局、北陸地方整備局、近畿中国森林管理局が協力する。

近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議構成員等名簿

【議長】大阪大学大学院工学研究科 教授 原 圭史郎

【副議長】立命館大学政策科学部 政策科学科 准教授 中野 勝行

公益社団法人関西経済連合会

大阪商工会議所

関西電力株式会社

大阪ガス株式会社

株式会社神戸製鋼所

パナソニックオペレーションエクセレンス株式会社

住友電気工業株式会社

一般社団法人近畿トラック協会

公益財団法人関西消費者協会

特定非営利活動法人環境市民

一般社団法人建設コンサルタント協会近畿支部

公益財団法人地球環境産業技術研究機構

一般財団法人大阪科学技術センター

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構関西支部

一般財団法人省エネルギーセンター近畿支部

国土交通省近畿地方整備局

国土交通省北陸地方整備局

農林水産省近畿農政局

国土交通省近畿運輸局

国土交通省中部運輸局

農林水産省近畿中国森林管理局

経済産業省近畿経済産業局

環境省近畿地方環境事務所

気象庁大阪管区气象台

福井県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

京都市

大阪市

堺市

神戸市

滋賀県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人淡海環境保全財団）

京都府地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議）

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人ひょうご環境創造協会）

大阪府地球温暖化防止活動推進センター（一般財団法人大阪府みどり公社）

奈良県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会）

和歌山県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク）